

議案第62号

さいたま市住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市住居表示に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市住居表示に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市住居表示に関する条例（平成13年さいたま市条例第300号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。<u>以下「法」という。</u>）第4条及び第8条第2項の規定に基づき<u>定める事項その他住居表示</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(住居番号)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の<u>規定による</u>届出若しくは前項の規定による申出があつたとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があつたとき又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、又は廃止するの必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>(住居表示台帳等の写しの交付)</u></p> <p>第5条 何人も、規則で定めるところにより、次に掲げる書類（以下「住居表示台帳等」という。）の写しの交付を請求することができる。</p> <p>(1) <u>法第9条第1項に規定する住居表示台帳</u></p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき、<u>住居表示</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(住居番号)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があつたとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があつたとき又は実態調査等により住居番号をつけ、変更し、又は廃止するの必要を知り得たときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 [略]</p>

<p>(2) <u>第2条及び第3条第4項の規定による通知書の控え</u></p> <p>(3) <u>第3条第1項の規定による届出書</u></p> <p>(4) <u>第3条第2項の規定による申出書</u></p> <p>(5) <u>第3条第1項の規定による届出及び同条第2項の規定による申出に係る事項を記載した受付簿</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による交付の請求に係る住居表示台帳等の一部にさいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条に規定する不開示情報が記録されているときは、同条例第8条の規定の例により、当該住居表示台帳等の写しを交付するものとする。</u></p> <p><u>（手数料）</u></p> <p><u>第6条 前条第1項の規定により住居表示台帳等の写しの交付を請求する者は、当該写しの交付を受ける時まで、さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）別表第9項に規定する手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>さいたま市事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第69号）別表第2項の規定にかかわらず、法第9条第2項の規定による住居表示台帳又はその写しの閲覧に係る手数料は、徴収しない。</u></p> <p><u>第7条 [略]</u></p>	<p><u>第5条 [略]</u></p>
---	-----------------------

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正は、公布の日から施行する。